

岩手大学客員教授等選考規則

平成16年4月1日 制定
平成29年4月1日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学（以下「本学」という。）において教授又は研究に従事する客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）に関し必要な事項を定める。

(客員教授等の呼称)

第2条 学長は、常時勤務する教員以外の者で岩手大学において教授若しくは研究に従事する者又は勤務の契約により教授又は研究に従事させることができる外国人のうち、適当と認められる者に対しては、選考の上、客員教授及び客員准教授と称せしめることができる。

(資格)

第3条 客員教授等として選考できる者は、前条に定める者のうち、岩手大学において引き続き1年以上専攻分野について教授又は研究に従事し、かつ、本学の教授又は准教授と同等以上の資格を有する者とする。

(選考)

第4条 客員教授等の選考は、教授会、研究科教授会（総合科学研究科にあつては専攻教授会）又は教育研究施設等の運営委員会等の議を経て、学長が行う。

(本人への通知)

第5条 客員教授等には、書面（外国人にあつては、勤務の契約書）にその旨を明記し、通知するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。